

ひらきヨガインストラクター養成講座約款

受講者（以下甲という）とナチュラルカム株式会社（以下乙という）は、以下の通り「ひらきヨガインストラクター養成講座（以下本講座という）」受講約款（以下本契約という）を締結する。

【第1条】（契約の締結）

本契約は、甲が別紙受講申込用紙に必要事項を記入し、署名・捺印して乙に交付し、これを乙が承認することにより成立する。

【第2条】（受講資格）

本講座受講資格は、乙が下記に定める参加資格条件を満たしており、乙の判断によって受講資格を満たない場合は、本講座を受講することはできない。

- 18歳以上60歳までの健康な男女（講座によって参加できる性別がある）。
- 特定の新興宗教に属していないこと。
- 喫煙者は要相談。
- 病気・疾病及び精神疾患にある場合、または過去にあった場合は、要相談。

【第3条】（受講契約の内容）

- 乙は、甲に対し乙の提供する場所で本講座を開講し、本講座の各カリキュラムに定める役務を提供する。
- 乙は、甲に対し本講座に必要なテキスト及び補助教材を提供する。
- 乙は、本講座修了までの期間において、カリキュラム及び講師について変更できるものとし、事前に甲に対し変更の通知を行う。
なお、講師のやむをえぬ事情による当日変更もあるものとする。

【第4条】（受講時間）

- 和ヨガ・花ヨガ（女性のみ）・宙ヨガインストラクター各養成講座
72時間/各を最初の受講開始日より起算して1年半以内で当該規定時間を受講する。
- 風ヨガインストラクター養成講座
60時間を最初の受講開始日より起算して1年半以内で当該規定時間を受講する。
- 1年半を超過した場合は、本講座の受講資格を失い、返金ありません。再度受講をする場合は、新規受講となり、既に消化した講座の受講済み単位も失い、新規受講申込となる。
- ひらきヨガインストラクター養成講座のいずれかを修了した者が、他のひらきヨガインストラクター養成講座を受講する場合は、修了から1年半以内、もしくはひらきヨガインストラクター経験に応じて適応される講座免除にて他の講座が受講できる。
別途、乙が定めた規定による。

【第5条】（受講料の支払い）

甲は、乙に対して下記の受講料を乙の指定方法に従って支払うものとする。

支払い期間は、申込後乙の指定する期日まで振込による一括払いとする。

但し、甲と乙の間にて別途定めた場合は、その指示に従うものとする。

支払い方法は、乙が指定する銀行口座へ支払うものとする。

振込手数料は、甲の負担とする。

受講料の領収証は、甲から乙へ特別に請求のない限り、銀行の発行する振込を証明するものをもって領収証にかえるものとする。

なお、講座開始の7日前までに受講料の確認ができない場合は、乙は、甲の本講座申込みを取り消すことができる。

- 和ヨガ・花ヨガ・宙ヨガ各インストラクター養成講座金30万円/各（税込）
- 風ヨガインストラクター養成講座金24万円（税込）
- ひらきヨガインストラクター各養成講座を修了したものが、他のひらきヨガインストラクター養成講座を受講する場合、別途乙の定めた規定料金。
- 修了認定試験に合格した場合、修了認定料金2万円/各
- 復習のために本講座を再受講する場合、外部講師以外のもは、1講座金5万円（税込）で受講できます。外部講師の講座は、別途乙の定めた規定料金。

【第6条】（講座の解約）

甲は受講料の入金後でも下記の事由であれば、証明証、診断書等のご提示をいただき、本契約を撤回または解約できる。

本契約の撤回または、解約が成立した場合、乙は、甲の受講料の定額から振込手数料、事務手数料（教材郵送料等）を省いた額を甲の指定する銀行口座へ振込むことによって返金する。

なお、甲が乙に対して本契約の撤回または解約を申し入れた期間によっては、第7条の規定キャンセル料を申し受けるものとする。

また、甲は、教材等すみやかに乙に返還し、その際の送料は甲の負担とする。

- 甲が転勤、移転をする場合
- 甲が長期入院などやむをえぬ事情により受講できなくなった場合
- その他甲の事由により受講できなくなった場合

【第7条】（キャンセル料について）

- 第6条の事由において、甲が乙に受講解約を正式に書面にて申し入れ、乙が承認した場合、乙は、下記のキャンセル料を申し受けることができる。
なお、受講料返金の際の振込手数料は甲の負担とする。

講座開始日前より21日を越える以前まで	全額を返金
講座開始日前より11日前から20日前まで	受講料の20%
講座開始日前より10日前以降講座開始日前まで	受講料の50%
該当講座開始以降	受講料の100%
- 無連絡による不参加及び該当講座開始以降 受講料の100% |

【第8条】（本講座の開催中止について）

- 本講座開始前に、乙のやむをえない理由により本講座を中止する場合は、直ちに甲にその事由を付して通知し、既に甲より納入された受講料を甲の指定する銀行口座へ全額返還する。この場合の振込手数料は、乙の負担とする。
- 本講座開始後に、乙のやむをえない理由により本講座を中止する場合には、直ちに甲にその事由を付して通知し、既に甲より納入された受講料を甲の指定する銀行口座へ全額返還する。この場合の振込手数料は、乙の負担とする。
- 乙は、講座7日前までに受講申込者が講座開講人数に満たない場合、開催を中止することができる。
- 交通機関、天災地異などで休講した場合、乙の指定日に講座の振替ができる。
- 講師の都合によりやむをえず休講、日程変更、講師代行となる場合がある。

【第9条】（損害賠償）

乙は、本契約についての契約違反又は自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、当該損害を賠償する。

なお、自己の責に帰すべき事由とは、甲に対して、本件業務の履行に際し、個人差により発生した又は、起因する内容等を除くものとする。

【第10条】（禁止事項）

- 甲は、本講座で使用しているテキスト、その他一切の教材などを、複製・複写・転載・記載してはならない。
- 甲は、本講座の講義内容並びに画像を録音、録画、写真撮影をしてはならない。
- 教室内の食事、喫煙、販売行為、受講生以外の方の同伴、ペットの同伴はできない。
- 講義時間中は、甲は乙または講師の指示に従うものとし、その他の受講者の迷惑になると乙が判断する行為を行ってはならない。
甲がこのような行為を行った場合、乙は、甲を強制退場させることができ、その場合の、甲は乙に対して役務の補償並びに受講料の返還等を請求することはできない。

【第11条】（知的財産権の帰属）

甲および乙は、本件業務に係わるヨガの手法、ノウハウ及び名称の帰属に関しては以下の定めによるものと致します。

- 本件業務で提供した「ヨガの手法、ノウハウ及び名称」の著作権は乙に帰属する。
- 本件業務で提供した「ヨガの手法、ノウハウ及び名称」等が営利目的等の公へ流通する場合において著作権の帰属先については、甲と乙の双方で別途協議する。

【第12条】（個人情報の取扱について）

甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方の情報を保持しなければならない。

この機密情報には、甲、乙を含む親族等に関して取得した個人情報が含まれていることを認識の上、個人情報の保護に努めるものと致します。

乙は、甲の承諾なく第三者に提供・開示することはありません。但し、以下の場合は除きます。

- 人命、身体、財産保護の為、甲の情報開示が必要な場合。
- 公的機関（警察・裁判所など）から法律に基づき情報の開示を求められた場合。
- 本件業務を第三者に委託し実施させる場合には、この秘密保持義務をこの第三者にも遵守させるものと致します。

【第13条】（紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議決定しないしは解決するものと致します。

万が一協議の整わざる場合は、さいたま地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所と致します。

【第14条】（クーリングオフに関する事項）

クーリングオフ期間は本契約書の交付日より起算して8日間となります。

この期間内であれば違約金の発生なく、契約は解除できます。

尚、甲はこの契約の解除は乙への書面の通知を持って行うものと致します。

その後、上記期間の経過後は、規定の第7条規定のキャンセル料を申し受けます。

契約締結時の書面を受取った日から起算して8日以内に、書面により契約の申し込みを解除することが出来ます。
なお、契約解除日は、甲が書面を発送した日となります。

甲及び乙は上記を確認し、署名、捺印をもって本契約を締結する。

平成 年 月 日

甲：〒

印

乙：〒350-1205 埼玉県日高市原宿 336-7 クラマジョン Toshi801

ナチュラルカム株式会社代表取締役 関口 郁代

印